平成２７年（フ）第５５号
三重県志摩市志摩町片田3691番地２
債務者　中西三代子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第６０４号
さいたま市桜区田島６丁目２番19号402
債務者　田中　昭一
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０５号
さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　さくら草の郷、住民票上の住所さいたま市桜区西堀７丁目４番18号
債務者　田中希代子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
埼玉県久喜市野久喜549番地１　1014
債務者　山内　文人
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３９号
さいたま市岩槻区本丸１丁目９番17号　タウンコート岩槻106
債務者　崑野　賢司
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６４１号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央２丁目３番24号
コスモハイツひろき202号
債務者　菊地　祐太
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６１号
さいたま市見沼区東大宮５丁目58番地７　東大宮ハイツ201
債務者　安宅　麻澄
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８２号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目90番地２
大宮公園ダイカンプラザ304号
債務者　松永　政子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
埼玉県草加市稲荷４丁目19番16―302号
債務者　関川みゆき（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
埼玉県吉川市吉川団地２番12号302
債務者　後藤　忠頼
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
埼玉県草加市小山１丁目24番29号　グリーンハイム203号
債務者　田形浩太郎
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
埼玉県東松山市新宿町18番地４　東松山レジデンス103号
債務者　細谷　久男
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５９号
山口県宇部市大字東須恵1143番地１宇部マテリアルズ社宅Ａ棟103号
債務者　片山　里美（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市鏡原町26番21号　フェリーチェＴ302
債務者　眞喜志美千江
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１１２号
横浜市南区大岡３丁目16番16号　パレス弘明寺Ⅱ105号室
債務者　菊池　　栄
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１８号
横浜市南区堀ノ内町２丁目149番地　鈴木荘１
債務者　増田明日美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６３号
大阪府箕面市如意谷３丁目１番31―101号
債務者　堂本　典孝
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部